
プロジェクト 収益認識項目 本日の検討の概要

これまでの検討

1. 企業会計基準委員会は、2019 年 10 月 30 日に、次の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
 - (1) 企業会計基準公開草案第 66 号（企業会計基準第 29 号の改正案）
「収益認識に関する会計基準（案）」
 - (2) 企業会計基準適用指針公開草案第 66 号（企業会計基準適用指針第 30 号の改正案）
「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」
 - (3) 関連する次の公開草案
 - ① 企業会計基準公開草案第 67 号（企業会計基準第 12 号の改正案）
「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」
 - ② 企業会計基準適用指針公開草案第 67 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
 - ③ 企業会計基準適用指針公開草案第 68 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
2. 本公開草案のコメント期間は約 2 か月であり、2020 年 1 月 10 日に締め切られた。本公開草案に対しては、16 通のコメント・レター（団体等 13 通、個人 3 通）が寄せられた（審議(1)-3 「収益認識に関する会計基準（案）」等に対する「主なコメントの概要とそれらに対する対応」参照）。
3. 第 103 回収益認識専門委員会（以下「専門委員会」という。）（2020 年 1 月 23 日開催）及び第 424 回企業会計基準委員会（2020 年 1 月 31 日開催）から、コメントへの対応案の審議を行っている。

本日の検討事項

4. 本日の企業会計基準委員会では、次の項目について審議を行う。
 - (1) 収益認識会計基準等の文案（審議事項(1)-2）
 - ① 改正企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（別紙 1）

- ② 改正企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(別紙 2)
 - ③ 改正企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の設例(別紙 3)
 - ④ 改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」(別紙 4)
 - ⑤ 改正企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(別紙 5)
 - ⑥ 改正企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(別紙 6)
- (2) 「収益認識に関する会計基準(案)」等に対する「主なコメントの概要とそれらに対する対応」(審議事項(1)-3)
 - (3) 「公表にあたって」の文案(審議事項(1)-4)
 - (4) 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討(審議事項(1)-5)

このうち(1)が公表議決の対象となる。

なお、事前送付からの変更点には青のハイライトを付している。

- 5. なお、企業会計基準委員会及び専門委員会で聞かれた意見については、次の資料に記載している。
 - (1) 第 106 回収益認識専門委員会(2020 年 3 月 5 日開催)及び第 427 回企業会計基準委員会(2020 年 3 月 11 日開催)で聞かれた意見(審議事項(1)-6)
 - (2) 第 107 回収益認識専門委員会(2020 年 3 月 18 日開催)で聞かれた意見(審議事項(1)-7)

別紙1 これまでに審議した事項

6. これまでの収益認識専門委員会及び企業会計基準委員会においては、次の事項についてご説明した。

企業会計基準委員会 又は専門委員会	内容
第 103 回収益認識専門委員会 (2020 年 1 月 23 日開催) 第 424 回企業会計基準委員会 (2020 年 1 月 31 日開催)	頂いたコメントへの対応の進め方 【検討項目 2】重要な会計方針の注記
第 104 回収益認識専門委員会 (2020 年 2 月 6 日開催) 第 425 回企業会計基準委員会 (2020 年 2 月 12 日開催)	(1) 【検討項目 1】表示に関する検討 【検討項目 3】公開草案の基本的な方針及び収益認識に関する注記の定め 【検討項目 4】連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の注記の定め 【検討項目 5】四半期財務諸表における注記の定め 【検討項目 6】公開草案の適用範囲 コメント対応案に対するご意見、ご質問
第 105 回収益認識専門委員会 (2020 年 2 月 19 日開催) 第 426 回企業会計基準委員会 (2020 年 2 月 25 日開催)	(1) 【検討項目 3-1】注記事項を定めるにあたっての基本的な方針 (2) 収益の分解情報の注記（年次財務諸表及び四半期財務諸表） ① 【検討項目 3-2】収益認識に関する注記の定め—収益の分解情報 ② 【検討項目 5-1】四半期財務諸表における分解情報の注記の要否 (3) 【検討項目 3-2】収益認識に関する注記の定め—残存履行義務の注記 (4) 収益認識会計基準等の文案の検討 (5) コメント対応案に対するご意見、ご質問

第 106 回收益認識専門委員会 (2020 年 3 月 5 日開催) 第 427 回企業会計基準委員会 (2020 年 3 月 11 日開催)	(1) 収益認識会計基準等の文案の検討 (2) 公表にあたって (3) コメント対応案に対するご意見、ご質問
第 107 回收益認識専門委員会 (2020 年 3 月 18 日開催)	(1) 収益認識会計基準等の文案の検討 (2) 公表にあたって (3) コメント対応案に対するご意見、ご質問

別紙2 特に審議する項目として抽出した項目

主なコメントの概要とそれらに対する対応

7. 審議(1)-3「収益認識に関する会計基準(案)」等に対する「主なコメントの概要とそれらに対する対応」(以下、「主なコメントの概要とそれらに対する対応」という。)において、公開草案の「コメントの募集」で提示した質問項目ごとに寄せられたコメントの一覧をお示している。「主なコメントの概要とそれらに対する対応」のコメント一覧のうち、グレーでハイライトした項目については、収益認識専門委員会及び企業会計基準委員会において特に審議する項目として抽出したものである。それ以外の項目については、コメント対応案の記載により対応を検討している。
8. 「主なコメントの概要とそれらに対する対応」の記載については、前回からの修正を履歴付きでお示ししている。

特に審議する項目として抽出した項目

9. 以下は、「主なコメントの概要とそれらに対する対応」においてグレーでハイライトした項目をその内容によって分類したものである。過去に審議し、その方向性を踏まえてコメント対応又は文案等で対応したものについては、グリーンでハイライトしている。

No.	検討項目及び論点
【検討項目1】表示に関する検討	
1-1	顧客との契約から生じる収益の対象範囲
1-2	収益認識会計基準の適用範囲外の取引が含まれる場合の収益の分解情報の注記の取扱い
1-3	金融要素の影響(受取利息又は支払利息)の区分表示の明確化
1-4	貸借対照表科目に顧客との契約から生じたもの以外のもが含まれている場合の取扱い
【検討項目2】重要な会計方針の注記	
2-1	重要な会計方針に記載すべき重要性の判断の明確化
2-2	代替的な取扱いに関する定め
2-3	契約コストの定めに従った処理を選択した場合の取扱い ① 重要な会計方針に関する注記 ② 収益認識に関する注記
2-4	重要な会計方針に記載した内容を変更する場合の取扱い

No.	検討項目及び論点
2-5	「履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通常の時点」との関係の明確化
【検討項目 3】公開草案の基本的な方針及び収益認識に関する注記の定め	
3-1	注記事項を定めるにあたっての基本的な方針
3-2	収益認識に関する注記の定め
【検討項目 4】連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の注記の定め	
4-1	収益を理解するための基礎となる情報の個別財務諸表の記載
4-2	連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における損益計算書又は貸借対照表における区分表示又は注記の定め
【検討項目 5】四半期財務諸表における注記の定め	
5-1	四半期財務諸表における分解情報の注記の要否
【検討項目 6】公開草案の適用範囲	
6-1	資金決済に関する法律における仮想通貨の取扱い

以 上